

大阪市告示第515号

次の施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の支給に係る施設として確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき公示する。

令和8年4月7日

大阪市長 横山英幸

特定子ども・ 子育て支援提 供者の名称	施設の名称	施設の所在地	子ども・子育て 支援施設等の 種類	確認 年月日
社会福祉法人 来夢	やはたやゆう ゆう保育園	大阪市港区港晴 1丁目7-7	一時預かり事業	令和8年 3月30日

(こども青少年局子育て支援部管理課)